

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A

土砂等を発生させる者向け

Q 1

土砂等を搬出する際、汚染のおそれを証明しなければなりませんか。

本条例では、「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。」(第8条)と規定されているため、盛土等を行う者(残土処分場など)から、土砂等を発生させる者が、土砂基準に適合していることの証明をするように求められることがあります。

Q 2

土砂等の「汚染のおそれ」は、どのように証明したらよいですか。

証明の方法には、以下の(1)、(2)の調査方法がありますが、まずは(1)の調査から行うようにしてください。ただし、盛土等を行う者から求められた場合は、この限りではありません。

(1) 土地の使用状況等の調査書(地歴)

- ① 土砂等を発生させる土地の地番、所有者を把握する。
- ② " の地図(地形図、道路地図、住宅地図など)を用意する。
- ③ " の昔の地形図や航空写真を用意する。
(昔の地形図や航空写真は、国土地理院のホームページから入手できます)
- ③' 土砂等を発生させる土地や建物の登記事項証明書(コピーで可)を用意する。
(登記事項証明書は、法務局(有料)又は土地の所有者等から入手ください)
- ④ ②と③(又は③')を比較し、昔から今までの土地の利用状況を確認する。
- ⑤ 資料だけで分からない場合は、土地の所有者や近隣の住民等からのヒアリングで利用状況を補足する。
- ⑥ ④、⑤の結果、土地の利用の状況が、住宅、山林、田、畑等であることが確認できた場合には、「汚染のおそれがない」ものとし、参考様式第2号に②、③又は③'を添付して、盛土等を行う者(残土処理場など)へ提出する。

(2) 土壌の分析調査

土地の利用の状況が、住宅、山林、田、畑等以外で、工場跡地等（土砂基準に規定される物質を使用していた施設）の人為的に化学物質での「汚染されているおそれ」が考えられる場合は、「土壌の分析調査」を実施し、土砂基準に適合することを確認する。

- ① 工場等で使用されていた物質を把握する。
（土地・建物の所有者、近隣住民及び工場等の関係者等からのヒアリング、行政保有情報（水質汚濁防止法の届出等））
- ② 「汚染のおそれが少ない」と認められる場合は、把握された物質について、900m³に1回の頻度で分析調査を行う。
- ③ 「汚染のおそれが比較的多い」と認められる場合は、把握された物質について、100m³に1回の頻度で分析調査を行う。
- ④ 使用されていた物質が把握できない場合は、条例で規定する全ての物質について、100m³に1回の頻度で分析調査を行う。

Q 3

汚染のおそれのないことの証明書は、いつ、どの程度の頻度で提出すればよいですか。

証明書は、土砂等を搬出する前に、少なくとも1つの事業や工事で1回は提出してください。

同一の場所から土砂等が発生しているのであれば、汚染のおそれに変化はないと考えられます。

ただし、盛土等を行う者から求められた場合は、この限りではありません。

Q 4

土壌の分析調査の結果、土砂基準に適合しないことが判明した場合、どのように処理したらよいのでしょうか。

土砂基準等を超過した場合には、汚染土壌処理施設に処理を依頼するか、「基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱」に基づいた措置を行うなど、適正な措置が必要となります。